



福島市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成18年 1月19日

福島市長 瀬戸孝則

- 1 区 域 立子山地区の一部および飯坂町茂庭地区の一部  
(別紙のとおり)

編入する字名		同上に編入される区域
立子山字見倉石	立子山字柳作 立子山字笠松山	
立子山字六升蒔	立子山字六升山 立子山字神田山	一一、一五の二、一五の三及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 一
立子山字八幡前	立子山字五所車	一の二、一の三、二の二、一二の九及び一二の三、一四のイに隣接する道路である国有地の全部
立子山字駒込	立子山字八幡前	七の五、八の二、四三の二から四三の四まで、四四の二、四四の三、四五の二、四五の三、四九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
立子山字駒米	立子山字駒込	一三、二〇及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
立子山字浮内山	立子山字駒米	九の三、九の四及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
立子山字浮内	立子山字浮内山	六の二
立子山字八森	立子山字番丈山 立子山字河原田	一四のイ、一四のロ、一五 二〇

編入する字名		同上に編入される区域
立子山字八森	立子山字松木田山	
立子山字目細内	立子山字目細内	七〇の二及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部
立子山字河原田	立子山字河原田山	一の二から一の四まで、二、三の一から三の三まで、四の一、四の五
立子山字後平	立子山字後平	一の四
立子山字後平	立子山字後平	二一から二四まで、二八
立子山字後平	立子山字後平	四六の一、四七、四八の口、四九の一、五〇の二、五一の一
立子山字篠葉沢	立子山字八森	一三の一
立子山字目細内	立子山字目細内	八一の一、九六の一、九七の一、九八から一〇〇まで、一〇一の一、一〇二
立子山字篠葉沢	立子山字篠葉沢	一一六の二、一一七の三、一一七の四
立子山字目細内	立子山字八森	六〇の一

立子山字道平	立子山字上御代手	立子山字上御代手	四一の一及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部
立子山字上御代手	立子山字賀野	立子山字賀野	三の二
立子山字尾内	立子山字日陰	立子山字日陰	四四、四五
立子山字袖尾内	立子山字日陰	立子山字日陰	一四
立子山字西館	立子山字子者清水	立子山字子者清水	一から三まで、一一、七五の一及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
	立子山字寺窪	立子山字寺窪	三七
	立子山字尾内	立子山字尾内	二
	立子山字釈迦前	立子山字釈迦前	七一、一一七、一一八の一、一一八の二
立子山字日陰	立子山字釈迦前	立子山字釈迦前	四一の一、四一の三、四二、四四の一
	立子山字上御代手	立子山字上御代手	一五五の三、一五五の四及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
立子山字下御代手	立子山字釈迦前	立子山字釈迦前	二〇の二、二一の二、二二の一、二二〇の一、二二〇の五及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
	立子山字上御代手	立子山字上御代手	一五五の二及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部
立子山字釈迦前	立子山字下御代手	立子山字下御代手	一の二、一の三、二の二、二の三、九の三、九の四、九のロ及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

編入する字名	同上に編入される区域	
立子山字羽山竹	立子山字鰻内 四四及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	
飯坂町茂庭字上滝野	飯坂町茂庭字琵琶沢 四三、七六一	
飯坂町茂庭字琵琶沢	飯坂町茂庭字上滝野 八の四、一二六の二	
飯坂町茂庭字上滝野山	飯坂町茂庭字愛宕下 二四、二五の一	
飯坂町茂庭字下滝野	飯坂町茂庭字前河原 六〇の三、六〇の四、六一の一、六一の三、七三の三、七五から七八まで、七九の一、九六の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	
	飯坂町茂庭字西原 一、一一の一	
	飯坂町茂庭字下滝野 五八の一、六四の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	
飯坂町茂庭字西原	飯坂町茂庭字前河原 九七のイ、九七のロ、一一六の二、一一七の二、一一八、一一九、一二一の二、一二二、一二三、一二四のイ、一二四のロ、一二五、一二六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	
飯坂町茂庭字遠西	飯坂町茂庭字笹ノ平 七の三、七の四、八の一〇、八の一一、八の二三	
飯坂町茂庭字台	飯坂町茂庭字中島 四〇の一、四〇の二	